

23 日獣発第 142 号

平成 23 年 8 月 10 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

会長 山根 義久

(公印及び契印の押印は省略)

稲わら等の緊急供給支援対策の拡充について

このことについて、平成 23 年 8 月 5 日付け、23 生畜第 1047 号をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長から別添写しのとおり通知があったので、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知の内容は、平成 23 年 7 月 26 日に公表した「稲わら等の緊急供給支援スキーム」を 8 月 5 日付けで支援内容を拡充し、これまで、事業実施主体となる生産者団体が、代替飼料の購入のための資金を手当てするに当たり、自己資金で不足する部分は金融機関からの融資により調達することを想定していたが、このたび、独立行政法人農畜産業振興機構から生産者団体に対して、代替飼料の購入等事業実施に必要な資金を直接供給する仕組みに見直したので、本会宛て、本対策に積極的に参加し、傘下会員を通じて、畜産農家に対し、迅速かつ確実に代替飼料が供給されるよう、格別の配慮を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601



23生畜第1047号
平成23年8月5日

日本獣医師会
会長 山根 義久 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

稲わら等の緊急供給支援対策の拡充について

日頃より畜産行政にご尽力いただき感謝申し上げます。

このことについて、平成23年7月26日に「稲わら等の緊急供給支援スキーム」を公表したところですが、関係団体の皆様がより事業に参加し易く、多くの畜産農家の代替飼料供給要請に応えられるよう、本日8月5日付けで支援内容を拡充しました。

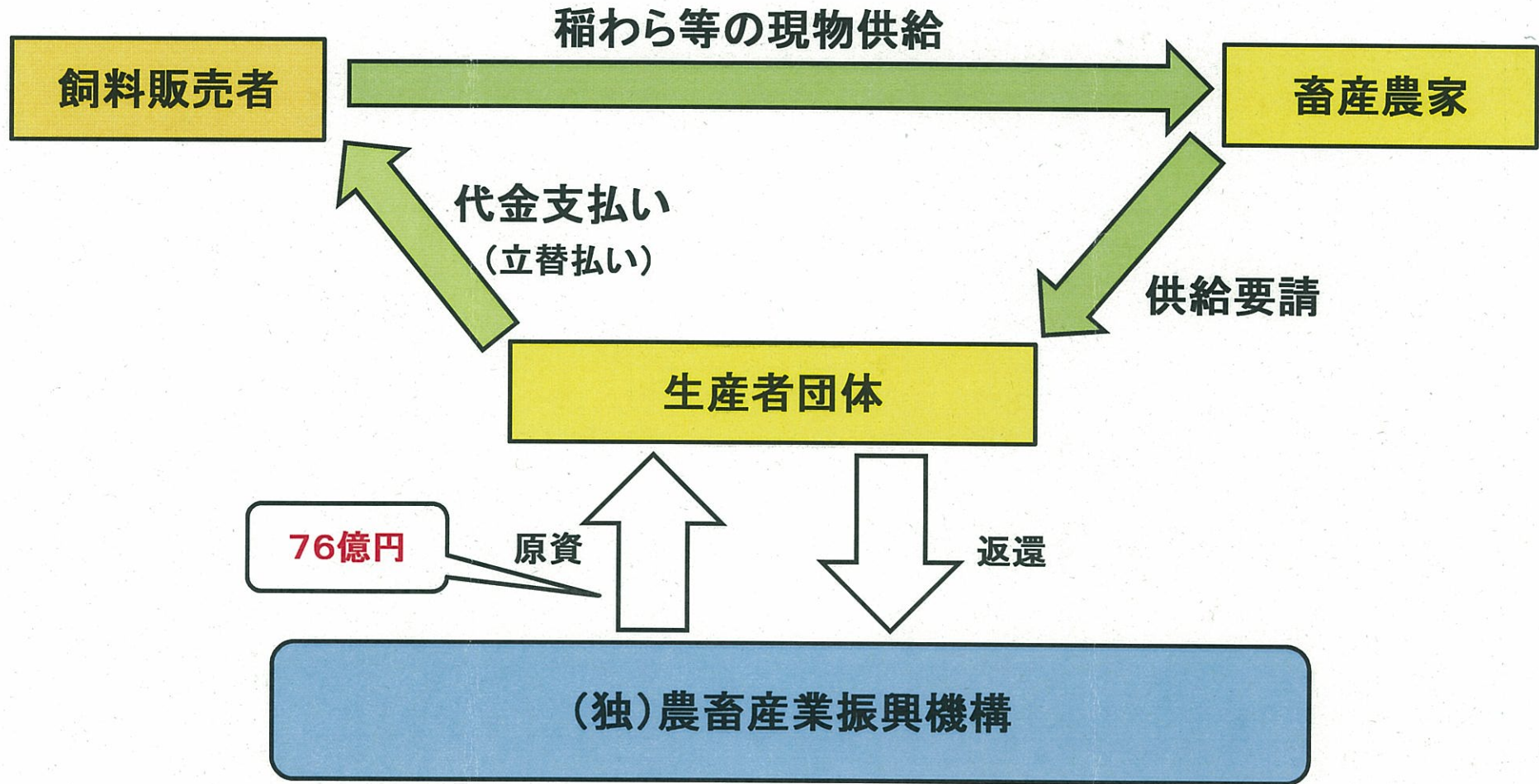
具体的には、これまで、事業実施主体となる生産者団体の皆様が、代替飼料の購入のための資金を手当するに当たり、自己資金で不足する部分は金融機関からの融資により調達して頂くことを想定しておりましたが、独立行政法人農畜産業振興機構から生産者団体に対して、代替飼料の購入等事業実施に必要な資金を直接供給する仕組みに見直しました。これにより、生産者団体の皆様は、資金調達についてご心配を頂くこともなく、畜産農家の飼料供給要望に対応できるものと考えております。

つきましては、本対策に積極的に御参加いただき、傘下の畜産農家の皆様に対し、迅速かつ確実に代替飼料が供給されるよう、格別の御配慮をいただけますようお願いいたします。

なお、事業の詳細については、近日中に独立行政法人農畜産業振興機構から公表されます。



稲わら等緊急供給支援対策<新スキーム>



稲わら(17県):北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、静岡、新潟、岐阜、三重、島根
牧草等(9県):岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川